

2025年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

(回答) 情報システム標準化後も、自治体特有の課題に対する独自施策は、必要性に応じて維持・拡充の検討を進めていかなければならないものと認識しております。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

(回答) 本市では、「東海市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進基本方針」のDX推進の視点では「誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会の実現」を掲げるとともに、重点取組事項としても、「デジタルデバインド(情報格差の解消)対策」に取り組んでいるところです。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

(回答)第9期事業計画(令和6年度から令和8年度)では、保険料段階を13段階から15段階へ多段階化するとともに、低所得段階(第1段階から第3段階)の本人負担保険料率を引き下げました。第10期事業計画に向け、給付実績の推移を考慮しつつ、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

(回答)国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

(回答)国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

(回答)現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

(回答)国の制度に基づき進めてまいります。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

(回答)国の制度に基づき進めてまいります。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

(回答)介護保険事業計画推進委員会のご意見を伺いながら検討してまいります。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

(回答)特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさな
い形で実施してください。

(回答)介護のしごと就職フェアを開催する等、積極的に検討してまいります。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

(回答)国の制度に基づき検討してまいります。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)国の制度に基づき検討してまいります。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

(回答)必要に応じて実施します。

(5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、
加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

(回答)令和6年度より軽度・中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入費補助事業を
実施しています。加齢性難聴を早期発見するための検診を実施する予定はございま
せん。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してくださ
い。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

(回答)平成24年度から地域の見守り、日常生活の援助、サロンの実施等による交流
の場の創出等を実施する地域支えあい活動登録団体に対し、交付金を支給してお
り、現在23団体が活動中です(令和7年8月1日現在)。また、地域支援事業として、常
設の認知症カフェを開設や認知症フォーラムの開催などを実施しており、引き続き地
域支援に必要な事業費の確保に努めてまいります。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

(回答)要介護1～5の介護認定を受けた65歳以上の方に、福祉タクシー券を年間2
4枚(要介護3以上の方は福祉タクシー券又はリフト付福祉タクシー券を選択可能)交
付することにより、高齢者の外出を支援の充実を図っております。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推
進計画」を作成してください。

(回答)愛知県の「あいちオレンジタウン推進計画」、国の「認知症施策推進基本計画
(案)」がそれぞれ示されていることから、他自治体の動向を注視してまいります。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さら
に拡充してください。

(回答)現在、認知症高齢者等見守りネットワーク事業を実施しており、登録者のうち、
在宅で生活されている方を対象に希望される方には個人賠償責任保険に加入するこ
とができます。また、保険料につきましても、市で全額負担していることから更なる拡充
については考えておりません。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ
検診」のような無料検診事業を実施してください。

(回答)認知症早期発見のための検診を実施する予定はございません。

★(7)障害者控除の認定

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者
控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付

してください。

(回答)すべての要介護認定者について、障害者又は特別障害者控除の対象としております。対象となる方には、障害者控除の申請を行うよう、知多北部広域連合から勧奨通知を送付しておりますので市独自で認定書を個別送付する考えはございません。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)平成30年度より愛知県が国民健康保険の財政運営の主体となり、現在は県の枠組みの中で国保の運営を行っているところです。県は、県内国保の統一的な運営方針を示しており、その中で、国保財政を安定的に運営していくため赤字を解消・削減していく方針としております。本市としましても県の方針に合わせ、税率等の見直しなどに取り組んでいきたいと考えております。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

(回答) 剰余金やその他繰入金を保険税の抑制に活用しながら税率や予算を算定しております。国民健康保険財政は大変厳しい状況にあるため、今後も県の方針に合わせ、税率等の見直しなどに取り組んでいきたいと考えております。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、本市としましても県の方針に合わせ、低所得者世帯のための保険料(税)の減免制度の実施は考えておりません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、本市としましても県の方針に合わせておりますが、国の動向等を注視しながら事業を進めてまいります。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

(回答)収入減少を理由とした減免制度について、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし減免しているところです。前年所得要件等の変更については考えておりません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

(回答) 国民健康保険法等の各種法令や愛知県特別療養費参考手順書に則り、保険税の納期限から1年が経過するまでの間に、保険税の納付に資する取組を行ったにもかかわらず、保険税を納付しない保険料滞納世帯主等のうち、当該保険税の滞納につき災害その他の特別の事情があると認められない者を特別療養費の支給対象者として対応していきます。本対応は納付相談の機会を確保するために行うものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行います。また、国民健康保険においては収納率の向上がその保険運営上極めて重要であるため、悪質な滞納者には、滞納処分も含めた厳正な収納対策を実施していきます。なお、本市においては、特別療養費の支給

対象者の把握を適切に行えるよう、生活困窮の申立てがあった方の情報を社会福祉事務所へ共有しております。

特別療養費の支給対象者の療養の給付が再開される要件は「保険料滞納世帯主等が滞納している保険料を完納した場合」「滞納額の著しい減少が見られる場合」「災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合」等となります。周囲に当該支給対象者となる可能性がある方がおられましたら、本市からの通知等を参照の上、納付相談に出向くことや保険税を可能な範囲内でお支払いいただくこと、生活上の困難さ等がある方については各種相談を利用すること等の適切な案内にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

(回答)国保税滞納者については、生活状況、納付状況を確認し、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。今後、短期保険証は発行されなくなりますが、各種申請時や面談通知書の送付等により、生活実態の把握に努めます。その上で、滞納処分の停止の要件に該当する場合については、滞納処分の停止を実施しております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(回答)差押えにつきましては、処分可能財産がある場合に限り、処分を行っております。また、預貯金、給与等の差し押さえに際しては、国税徴収法で禁止されている差押禁止額を控除した金額を差し押さえするなどの配慮をしております。

(4)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

(回答)新型コロナウイルス感染症に感染された被保険者に対する傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行される令和5年5月7日までの感染分を対象にし、支給しています。そのほかの傷病による傷病手当金制度の創設については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

出産手当金制度の創設につきましても、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

(5)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

(回答)一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)市の広報に掲載、国保課窓口でのご案内等行うことにより周知を図っております。

★(6)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

(回答)全加入者への資格確認書の交付を行う予定はありません。保険証廃止後、マイナンバーカードを保険証と紐づけ登録していない方には、保険証の有効期限が到来するま

でに、申請によらず資格確認書を送付します。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

(回答) 物価の高騰に対応できる手当については、生活保護法に支給する規定はなく、市独自で支給することについても現時点では考えておりません。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

(回答) 生活保護の申請書については、相談室の見える場所に設置をしております。また、相談者への周知として「生活保護のしおり」を配布するなど、ためらわずに相談・申請ができる体制を整えております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

(回答) 課内の相談支援Gや福祉Gをはじめ、社会福祉協議会、地域包括支援センター及び各種福祉施設の職員や民生委員等と連携し、生活に困窮されている方や不安を抱えている方が、ためらわずに相談・申請できる体制を整えていることから、現時点では保護申請を促すためのポスターの作成等は考えておりません。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

(回答) 住居のない方が生活保護の申請をされた場合、一旦、申請者の意向を聞き取り、個室の無料低額宿泊施設に入所していただきますが、居住生活支援事業も利用しながら、居宅で生活ができるよう支援しております。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

(回答) 新規受給者については家庭訪問による実態調査を行い、エアコンの有無を確認した上で、エアコンが無い場合には基準額の範囲内で設置できるよう支援しております。また、既存の受給者の場合、ほとんどの世帯で設置がされている状況にあり、設置されていない方についても設置できるよう適切に支援しておりますので、市独自での補助については、現時点では考えておりません。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

(回答) 扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められていることから、要保護者に扶養義務者の存否を確認した上で、扶養照会を実施しております。要保護者等からの聞き取りの結果、「扶養義務の履行が期待できない」と判断された場合など、状況によっては扶養照会しないこともあります。基本的に扶養照会は必要なものと認識しておりますので、今後も引き続き実施してまいります。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

(回答) 車の使用については、一律的な対応は行っておらず、個々の状況を詳細に聞き取り、ケース会議での検討に図った上で、対応しております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

(回答) 現在、ケースワーカーを8名(全員正規職員)配置しており、社会福祉法で定められている基準に達しております。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

(回答) 現在、女性ケースワーカーを1名配置しており、単身の女性や母子世帯などのデリケートな相談については、女性ケースワーカーに同席させるなどの対応を行っております。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

(回答) ケースワーカーや面接相談員の研修については、愛知県や愛知県社会福祉協議会が主催する研修会への参加や、定期的なケース検討会議を実施し、質の高いケースワークが行えるよう、日々業務に当たっております。また、ケースワーカーの外部委託化については、現在のところ考えておりません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

(回答) 就労支援員については、東海市では配置しておりませんが、ハローワークから職員を派遣していただいております。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

(回答) 本市では、生活困窮者自立相談支援事業を直営で実施し、庁内外の様々な関係機関と連携しております。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

(回答) 本市では、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給の他、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業を実施しております。また、チラシの作成や、ホームページに事業内容の掲載をしております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

(回答) 低所得世帯へは国が非課税世帯等への給付金の支給などで支援しているため、市独自で手当の支給を行う意向はありませんが、本市では家計改善支援事業等の相談を行っております。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

(回答) 社会福祉協議会による生活福祉資金の貸し付けにより対応していることから、熱中症対策という全国的な課題は、国の全国統一制度の中で対応されるべきと考えるため、低所得者に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充の予定はありません。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してくだ

さい。

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、子ども医療で18歳到達の年度末までの入通院医療費の助成など、市独自の内容で医療費助成を実施しています。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、18歳到達の年度末までの通院医療費現物給付を実施しております。また、19歳到達の年度開始から24歳到達の年度末まで、入院医療費の助成(償還払)を実施しています。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

(回答) 東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、市単独事業としてひとり暮らし高齢者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象とした全疾患の入通院医療費の助成などを実施しています。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

(回答) 東海市は、母子健康手帳の交付を受けている妊婦に対して、健やかな児童の出生を図るための医療費について助成を実施しています。

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答) 国や県から届くこども食堂に関する情報を、各こども食堂運営者へ提供しています。また、こども食堂の開設を検討している方には開設や運営にあたり利用できる補助金等の情報を集めて提供するほか、こども食堂運営者を紹介し、開設準備や運営等の実務について教えていただいています。

家庭学習が十分でなく、学習習慣が身に付いていない市内在住・在学の中学生を対象にした学習支援教室を平成30年(2018年)8月から開催しております。生徒の居場所をつくるとともに、学習習慣を身に付けることで基礎学力の向上を目指すことを目的とし、無料で学習を支援する場を市内南北2か所で提供しております。小学校低学年から通年で実施する予定がございません。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

(回答) 令和6年4月に、東海市こども家庭センターを設置しました。こども家庭センターの設置に伴い、統括支援員を配置したことや児童福祉と母子保健の合同ケース会議を開催し、共同で支援する等、連携を密にとり一体的に運営する体制を整備しました。

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

(回答) 平成25年8月に生活保護基準の見直しが行われたことを受け、就学援助

を受けている世帯に影響がないよう、平成26年度より認定基準を生活保護基準の1.2倍未満から1.3倍未満に変更しております。対象基準につきましては、近隣市町の状況等を踏まえて検討してまいります。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

(回答)卒業記念品として卒業アルバム代を支給対象としております。また、オンライン学習通信費については、令和4年度より家庭に通信環境のない就学援助認定世帯へモバイルルーターの貸し出しを行っております。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

(回答)年度途中でも申請できることは、ホームページや学校を通じて周知をさせていただいており、転入者や経済的にお困りの方には、その都度、市役所窓口や学校から案内するように徹底しております。支給内容につきましては、近隣市町の状況等を踏まえて検討してまいります。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)第11条第2項により学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校給食法第16条に規定する保護者)の負担となっておりまして、本市として給食費を無償にすることにつきましては考えておりません。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

(回答)就学前教育・保育施設等の給食費については、国による幼児教育・保育の無償化制度を踏まえた運用を実施しており、全ての就学前教育・保育施設等の給食費を無償化することは検討しておりません。ただし、令和6年度から、市が独自で実施してきた、年齢制限がない第3子保育料及び副食費の無償化の施策を、第2子まで拡大し、また、令和7年度の10月から、第2子以降の認可外保育施設においても保育料及び副食費の無償化を実施しております。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

(回答)公立保育園においては、国の改正基準を満たす人員配置の経過措置期間として、従来の配置基準で保育を実施している園も一部ございますが、今後の就学前児童数や入所率などを注視し、可能な限り早い時期に、全園で新たな配置基準を満たすことができるよう努めてまいります。また、1歳児及び2歳児における配置基準について、最低基準の6:1に対し、原則5:1で上乗せ配置できるよう、面積基準については、最低基準に準じた取り扱いとしています。また、民間保育事業所については、最低基準以上の基準を求めることは検討しておりません。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

(回答)公立施設の民間への移管は考えていませんが、老朽化している施設も多くなっているため、市内の保育需要等を見据えながら、民間事業者への施設整備補助を実施

し、民間活力の導入を含め、適切な保育の受け皿整備について検討を進めていきます。育児休業を取得した場合において、2歳児以上の在園児の保護者が、育児休業を取得した場合に、条件はありますが、継続入所を認めております。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

(回答)地域型保育事業者に対する施設監査、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対する指導については、施設の開所時期に関わらず、毎年すべての施設を対象に実地指導を行っており(保育所及び幼保連携型認定こども園については、愛知県が実施する指導監査と併せて実施)、認可外保育施設については、県が指導監査を実施する際に、本市担当職員及び指導保育士が同行し、施設の実態把握に努めています。

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

(回答)乳児等通園支援事業の営利事業者の実施について、現在、実施場所や実施方法等を検討している段階のため、未定ですが、対象施設から営利事業者を除外することは考えておりません。また、乳児等通園支援事業の実施に向けた環境整備及び職員配置のための補助については、必要に応じて検討します。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

(回答)障害程度及び収入状況に応じた手当額を設定し、公平な支給を行っており、かつ、近隣市町との比較においても平均以上の支給額となっていることから、現時点では増額の予定はありません。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

(②③共通回答)グループホーム等の対象者については、新規参入の事業所や市内の社会福祉法人と相談しながら拡充を進めてまいります。夜間体制、看護師配置については、体制を整えば国の報酬の加算対象となるため、市として単独補助は考えておりません。また、物価高騰対策としての家賃補助増額についても市として単独補助は考えておりません。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

(回答)本人や家族又は指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき必要とする時間を支給しております。

また、移動支援の単価については、障害福祉サービスの単価を参考に設定しており、現時点で増額の予定はありません。

⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

(回答)児童発達支援サービス利用料及び給食費について、低所得世帯と第三子以降の就学前児童について、市独自で給付しており、令和6年度(2024年度)から第二子以降に拡充しました。

障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件については、国の事務要領に基づき利用者負担額を決定しており、本人収入に限るなど市単独の判断基準を設ける予定はありません。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起これない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起これない支援策を講じてください。

(回答)広報紙等において虐待防止に関する周知を行っております。

また、福祉施設従事者や相談支援専門員等の支援者向けの虐待防止研修を開催しております。

7. 予防接種

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

(回答)流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、令和4年度から年度中に年齢が1歳に達する児に対し1回の助成を実施しております。

子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種については、平成29年度から中学3年生及び高校3年生等の接種に対して助成を実施しております。

带状疱疹ワクチンの任意予防接種に対する助成については、令和5年度から50歳以上の未接種者に対し、助成を実施しており、65歳以上の5歳刻み年齢の方への定期接種が開始された今年度においても、助成を継続しております。

妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン及び男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種については、現在のところ助成をする予定はありませんが、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答)高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日からの定期接種化に伴い、66歳以上の定期接種対象者以外の方についても定期接種対象者の方と同様の自己負担額1,100円で接種できるようにしています。

带状疱疹ワクチンにつきましては、令和7年度より65歳以上の5歳刻み年齢の方に対して定期接種化しましたが、66歳以上の定期接種対象者以外の方についても定期接種対象者の方と同様の自己負担額(生ワクチン3,000円、不活化ワクチン8,000円)で接種できるようにしています。

高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンのいずれにおきましても生活保護を受けられている方は自己負担額を無料としています。また、それ以外の方の自己負担額を無料にする予定は現在のところ、ありません。また、高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種については、国で2回目の有効性について検討されているところであり、現在のところ、市として独自で任意予防接種の対象とする予定はありません。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

(回答) 産婦健診の助成については既に平成29年8月から、2回実施しております。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

(回答) 令和5年度に国が示した方針をもとに、5歳児健診の実施に向け、市医師会や関係機関と調整をしております。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答) 現在、妊婦には両親学級で、産婦には月2回歯科健診日を設けています。かかりつけ歯科医を持つ目的では個別方式が望ましいと考えますが、産婦は赤ちゃん相談の日に実施し合わせて受診ができるよう便宜を図っています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答) 本市では、現在、再任用職員と2人体制で業務を実施しております。

9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

(回答) 知多半島区域地域医療構想推進委員会での議論について、市としても注視してまいります。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

(回答) 総合病院である公立西知多総合病院が行う医療従事者の確保や体制整備や、西知多医療厚生組合が実施する看護学生に対する奨学金制度に対し、支援を継続してまいります。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

(回答) 保健師は毎年保健事業等の実施状況に応じて増加を要望しております。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

(回答) 保険者支援等の制度については、今後の国の動向を見ていきますが、現在のところ要望書等の提出予定はありません。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答) 年金開始年齢の引き上げにつきましては、年金の繰り下げ請求ができますので要望書等の提出予定はございません。マクロ経済スライドに関しては今年度に行われた財政

検証を踏まえた議論の動向を、最低補償年金制度や年金支給の適切なペースについては国内議論の動向をそれぞれ見ていく段階であり、現在のところ要望書等の提出予定はございません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

(回答)国の制度に基づき検討してまいります。国に対し、事業所の経営安定化を図ると共に、保険料負担を抑制するよう財政措置を行うよう要望しています。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答)国の制度に基づき検討してまいります。国に対し、処遇改善等介護報酬の引き上げを行うよう要望しています。

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

(回答)本市では、令和6年度から軽度・中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入費補助事業を実施しております。

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)令和4年4月1日より18歳年度末まで入通院の医療費を助成しております。

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

(回答)本市として要望書等の提出の予定はありません。

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

(回答)地域生活支援拠点は面的整備が令和3年3月に完了しています。現在は、5つの項目の拡充に向け、市内福祉事業所と意見交換等を行っております。

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

(回答)国の施策に基づき検討してまいります。

2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(回答)現時点では県の動向を注視しているところでございます。要望書等の提出の予定はございません。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

(回答)本市では、令和6年度から軽度・中等度難聴の高齢者に対する補聴器購入費補助事業を既の実施していることから、愛知県に対する意見書を提出する予定はございません。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(回答)令和4年4月1日より18歳年度末まで入通院の医療費を助成しております。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

(回答)本市として要望書等の提出の予定はありません。

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

(回答)知多半島区域地域医療構想推進委員会での議論について、市としても注視してまいりたいと考えております。意見書等の提出の予定はございません。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

(回答)県の地域医療介護総合確保基金について、市としても注視し、事業主体が市町村である場合は活用を検討してまいります。

